

事業所 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）**

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、各施設で感染拡大防止の取組にご尽力いただいているところですが、今なお感染拡大は衰えず、感染者数の増加が続いている状況にあります。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間延長を受け、神奈川県においては「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を改定し、県全域における緊急事態措置の実施期間を令和 2 年 5 月 31 日まで延長することとなりました。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言期間延長を踏まえた社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について」（令和 2 年 5 月 5 日付け新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部福祉子どもみらい部長通知）にもありますように、各事業所におかれましては、引き続き適切な感染防止対策を講じていただくとともに、必要なサービスが提供されますよう、事業の継続をお願いします。

また、緊急事態措置の実施期間延長に伴い、下記通知の運用期間を令和 2 年 5 月 31 日まで延長することとします。

各事業所におかれましては、引き続き、御理解、御協力のほど、よろしく申し上げます。

1 期間延長の対象となる通知

- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業利用者の対面支援について 第 2 報（通知）（令和 2 年 3 月 31 日 健障支第 4509 号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）（令和 2 年 4 月 8 日 健障サ第 245 号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について【通所系サービス】（その 1）（令和 2 年 4 月 8 日 健障サ第 274 号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について【共同生活援助】（その 2）（令和 2 年 4 月 10 日 健障サ第 346 号）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の理由により自主的に休業する場合の報告について【通所系・短期入所】（依頼）（令和 2 年 4 月 10 日 健障サ第 349 号）
- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた精神障害者生活支援センターの運営について（通知）（令和 2 年 4 月 10 日 健障サ第 353 号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた地域活動支援センター事業障害者地

域作業所型及び精神障害者地域作業所型の対応について（通知）（令和2年4月13日 健障サ第384号）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）（令和2年4月16日 健障サ第439号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の運営等にかかる留意点について（事務連絡）【通所系サービス】（令和2年4月17日 健障サ第470号）
- ・入所施設・居住系サービス（共同生活援助）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年4月20日 健障サ第498号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の運営等に係る留意点について【短期入所】（令和2年4月20日 健障サ第445号）
- ・通所系サービスにおける感染拡大防止のための留意点について（令和2年4月22日 健障サ第528号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の運営等のQ&A（VOL. 1）【通所系サービス】（令和2年5月1日時点）

※上記通知の内容は下記の本市ウェブサイトでご覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html>

2 感染拡大防止等の理由により自主的に休業する場合の報告について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の理由により自主的に休業する場合の報告について【通所系・短期入所】（依頼）」（令和2年4月10日健障サ第349号）に基づき、感染拡大防止等の理由により自主的に休業する場合は、本市への速やかなご連絡をお願いしているところですが、報告後に休業期間の延長を行う場合には、お手数ですが、再度ご報告くださいますようお願いいたします。

【横浜市電子申請システム】

「感染拡大防止等の理由により自主的に休業する場合の報告」

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1586340579771>

3 添付資料

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言期間延長を踏まえた社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について」（令和2年5月5日付け新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）

4 問合せ先

新型コロナウイルスに関する通知についてのお問い合わせを多数いただいております、電話での対応が困難となっている状況から、本通知の内容については、電子メールにて下記アドレス宛にお問い合わせください。

【メールアドレス】kf-syosabicornona@city.yokohama.jp

<日中活動系サービス（通所）・入所施設等>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係

<障害者グループホーム>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係

共同生活援助担当

<障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）>

<障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型>

<精神障害者生活支援センター>

<多機能型拠点・短期入所・日中一時支援>

健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係

福子総第 1084 号
令和 2 年 5 月 5 日

各社会福祉施設・事業所 代表者様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
福祉子どもみらい部長
(神奈川県福祉子どもみらい局長)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言期間延長を踏まえた
社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について (通知)

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間延長を受け、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が別添のとおり改定されましたが、社会福祉施設等においては、下記のとおり対応くださいますようお願いいたします。

1 事業の継続について

社会福祉施設等については、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、既に要請しているとおり、引き続き適切な感染防止対策を講じ、必要なサービスが提供されるよう、事業の継続をお願いします。

2 感染防止対策の徹底とご留意いただく事項

本県では、これまでも新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部として、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その 2)」(令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省事務連絡)を踏まえ、4 月 10 日付通知において感染拡大防止対策等をお示ししてきました。

社会福祉施設等においては、この通知等に基づき、感染拡大防止対策を徹底の上、サービス提供を継続いただいております。大変感謝申し上げます。

現在、県内においても、社会福祉施設等で感染疑い者や感染者の発生が報告されています。感染拡大を最小限にとどめるためには、この対策の徹底が大変重要であり、引き続きサービスの実施方法に留意しながら、感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、保健所や事業所指定権者に報告・相談し、その時点での必要な指示を仰ぐことを徹底してください。

なお、今後の状況によっては、感染者が発生するなどして休業せざるを得なくなり、必要なサービスが受けられず、日常生活の維持が困難になる利用者も想定されるため、各事業所等においては、そうした事態に備えて、現時点から次の対応を検討してください。

- (1) 利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所や相談支

援事業所、支給決定市町村と連携し、地域の訪問介護や居宅介護等の事業者による代替サービスの確保に努める。

- (2) 通所等担当職員が、自宅を訪問し必要なサービスを提供する。
なお、感染の拡大を抑制するため、訪問による支援が適切でないと判断した場合、音声通話等の方法で、利用者の健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行う。
- (3) 入浴や食事など生命、生活の維持のために継続した支援が必要な利用者に対しては、十分な感染防止対策を講じた上、個別限定的にサービスを提供する。

これらのサービスを適切に実施するため、担当する居宅介護支援事業所、相談支援事業所、支給決定市町村等と相談の上、ケアプラン又はサービス等利用計画を変更する。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリ

→ 11.安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>)

障害福祉情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリ

→ 1. 神奈川県からのお知らせ

→ 1-2 新型コロナウイルスに関するお知らせ

(http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=192&topid=1)

問合せ先

福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ 電話 045-210-4851

保健・居住施設グループ 電話 045-210-4856

在宅サービスグループ 電話 045-210-4840

福祉部障害サービス課

運営指導グループ 電話 045-210-4705

事業支援グループ 電話 045-210-4717

福祉施設グループ 電話 045-285-0738

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和2年4月7日制定

令和2年4月10日改定

令和2年5月5日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年4月7日～5月31日まで

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出の自粛（令和2年4月7日～5月31日）

「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、法第45条第1項に基づく外出自粛の協力を要請する。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出自粛要請の対象外とする。

また、「密閉」、「密集」、「密接」を徹底的に避けるとともに、国で示した「人との接触を8割減らす、10のポイント」（参考1）、「新しい生活様式の実践例」（参考2）の周知を行う。

さらに、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、時差出勤など事業者の協力を要請する。

(2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月31日）

法第24条第9項に基づき、別紙の施設管理者若しくはイベント主催者に対し、施設の使用停止、若しくは催物の開催の停止を要請する。これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。

屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請する。

法第45条第2項及び3項に基づく要請、指示については、上記の要請の効果を見極めたいうで行うものとする。

なお、休業要請については、国が14日を目途に示す評価や見解、また、感染症の拡大予測、医療体制などを踏まえた上で、地域別、業種別に段階的に解除することも検討する。

一方、別紙に記載の社会生活を維持する上で必要な施設は、適切な感染予防対策を講じ事業を継続するよう要請する。

(3) 臨時の医療施設における医療の提供

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」では、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。

神奈川モデルによる医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

(4) 緊急物資の運送

必要に応じ、法第54条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請、指示を行う。

(5) 物資の売り渡しの要請

必要に応じ、法第55条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しの要請、収用などを行う。

(6) 生活関連物資等の価格の安定等

国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないように関係法令に基づく措置を行う。

(7) その他

上記の他、必要に応じて、特措法に基づく措置を行う。

4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNSなどあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。
具体的には、店舗における感染防止対策への支援や、来店者、売り上げが減少している事業者を支援するため、通販サイトへの登録、デリバリー販売への転向など再起促進支援を進める。
- 全国知事会と連携して、事業者が最も困っている固定費や人件費に対応するため、家賃負担の軽減や雇用調整助成金の拡充などについて、国に強力な支援を求める。併せて、臨時交付金の増額について働きかける。
- 5月31日までの休業要請の延長に対応する事業者、また、自ら休業する事業者に対する支援を検討する。
- 売り上げ不振や生活の困窮など、県民や事業者から社会経済面からの相談に対応するコールセンターを運営する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する県民を対象に、くらし、すまい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を設置する。

(3) 医療体制の確保

- 神奈川モデルによる医療供給体制を確立するため、医療機関や医療従事者、民間事業者の理解を得て、病床や宿泊施設の確保に全力で取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に対処する医療関係者を応援するよう、県民に求める。

(4) 市町村との連携

- 本実施方針を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

(5) 県の実施体制

- 8月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。
緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

● 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	内 訳	要請内容
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
運動、遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	

● 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内 訳
大学、学習塾 等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

● 施設の種別によって休業を要請する施設（令和2年4月7日～）

施設の種別	内 訳	要請内容
文教施設	学校（大学等を除く。）	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請

● 社会生活を維持する上で、必要な施設

施設の種別	内 訳	要請内容
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
医療施設	病院、診療所、薬局 等	適切な感染防止対策の協力要請
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等	
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等 ※ 行楽を主目的とする宿泊を除く。	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機物流サービス（宅配等） 等	
工場等	工場、作業場 等	
社会福祉施設 等	保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園 等 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての事業	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等	

【適切な感染拡大防止策】

1 発熱者等の施設への入場防止

- (1) 従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
- (2) 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限

2 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止

- (1) 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約 2 m 間隔の確保）
- (2) 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
- (3) 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）

3 飛沫感染、接触感染の防止

- (1) 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- (2) 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- (3) 店舗、事務所内の定期的な消毒

4 移動時における感染の防止

- (1) ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
- (2) 従業員数や出勤数の制限（テレワーク等の在宅勤務の実施等）
- (3) 出張の中止（電話会議やビデオ会議などの活用）、来訪者数の制限

人との接触を **8割減らす**、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に




3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**
定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましよう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

緊急事態宣言の延長に係る知事メッセージ

4月7日、本県に緊急事態宣言が出されて以来、県民や事業者の皆さんには、外出の自粛や、施設の休業要請などにご理解、ご協力をいただき、深く感謝します。

本県における新型コロナウイルス陽性患者数の発生状況は、一時期と比べ減少しているものの、昨日時点で累計1,109人となるなど、依然として予断を許さない状況です。

こうした中、5月4日、政府は全都道府県に出していた緊急事態宣言を5月31日まで延長する決定を行い、本県は引き続き、特定警戒都道府県として指定されました。

そのため、県は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、引き続き、県民や事業者の皆さんに、外出の自粛と感染拡大につながる恐れのある施設の休業をお願いすることになります。

こうした措置を継続せざるを得ないのは、大変心苦しいですが、感染拡大を防止し、県民の皆さんのいのちを守るためですので、ご理解、ご協力をお願いします。

県では、医療崩壊を何としても防ぐため、神奈川モデルによる医療提供体制の整備に懸命に取り組んでいます。

また、臨時医療施設の整備を含めた重点医療機関の充実や、軽症者、無症状の方を受け入れる宿泊施設の確保、地域との連携による「神奈川モデル・ハイブリッド版」の整備など、先進的な取組を加速してまいります。

さらに、緊急事態措置に伴って、様々な影響を受ける県民や事業者の皆さんの支援に、引き続き全力で取り組みます。

新型コロナウイルス感染症に打ち勝つため、正念場が続きますが、感染拡大防止を徹底し、新規感染者を減らすことができれば、医療崩壊を招くことなく、社会・経済活動を再開することができます。

改めて、県民の皆さんには、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛をお願いいたします。

県民や事業者の皆さんとともに、県の総力をあげて、この難局を乗り切っていきましょう。

令和2年5月5日

神奈川県知事 黒岩 祐治